

運用基準第 21 号様式 (地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

地域まちづくり組織名 滝頭・磯子まちづくり協議会 地域まちづくりルール名 浜マーケット地区地域まちづくりルール

報告対象期日 平成 25 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途に関すること	営業時間に関すること	営業内容に関すること	商店街協同組合への加入	
	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 ()	ルールの詳細な規定 1 階部分で、浜マーケット中央の通路に面した部分は、店舗、休憩所、福祉施設、広場、駐輪場等商店街の連続性を創り出すもの、もしくは商店街利用者の利便性・快適性向上に寄与するものとする。	店舗は原則として昼型の店舗とし、深夜だけ営業する店舗等としないこと。	公序良俗に反する店舗等や浜マーケットの健全な営業振興を阻害する店舗の設置又は営業を行わないこと。	磯子商店街商業協同組合に加入し、積極的に参加協力すること。	
		建築等の概要 用途					
1	① H25/6/12 ② H25/6/12	5 その他 新規営業	○ (配慮事項)	○	○	○	
2	① H27/2/12 ② H27/2/12	5 その他 新規営業	○	○	○	○	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。